

子ども・子育て新制度に関する用語解説及び南あわじ市の状況

作成：平成 26 年 5 月

	用 語	解 説	南あわじ市
1	子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」(H24年8月制定) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) 「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律のほかの一部改正)	
2	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法に設置が規定されており、市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいいます。	平成 25 年 10 月に条例制定、同 11 月に第 1 回会議開催。
3	市町村子ども・子育て支援事業計画	5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度では、実施主体である全市町村が作成します。	平成 27 年度からの 5 か年計画を作成中。
4	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育を一体的に提供する施設で、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管しています。設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られます。	
5	教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所	認定こども園：0 幼稚園：公 6、私 1 保育所：公 13、私 4
6	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(=教育・保育施設)を通じた共通の給付。	
7	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。	
8	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(4 事業別解説：別欄)	
9	特定地域型保育事業	市町村長が認める事業者が行う「地域型保育事業」。	

	用語	解説	南あわじ市
10	小規模保育 (地域型保育事業)	主に0歳～2歳の乳幼児を対象に、利用定員が6人～19人で保育する事業。 A型：保育所分園、ミニ保育所に近い類型 B型：中間型 C型：家庭的保育に近い類型	
11	家庭的保育 (地域型保育事業)	主に0歳～2歳の乳幼児を対象に、利用定員5人以下で、家庭的保育者の居宅などで保育する事業。(保育ママ)	
12	居宅訪問型保育 (地域型保育事業)	主に0歳～2歳の乳幼児を対象に、乳幼児の居宅において家庭的保育者が保育する事業	
13	事業所内保育 (地域型保育事業)	主に0歳～2歳の乳幼児を対象に、事業所内の施設において従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子ども(地域枠)の保育を行う事業。	市内6か所
14	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定し給付を支給する仕組み。 【認定区分】 ・1号：3～5歳で教育のみ (保育の必要性なし) ・2号：3～5歳で保育の必要性あり ・3号：0～2歳で保育の必要性あり	平成27年4月～
15	地域子ども・子育て支援事業 (以下、地域支援事業)	利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど、地域の実情に応じた子ども・子育て支援。(13事業別解説：別欄)	計画の作成に関する必須記載事項
16	利用者支援事業【新規】 (地域支援事業)	子どもと保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供、相談・助言、関係機関等との連絡調整をする事業。	
17	地域子育て支援拠点事業 (地域支援事業)	乳幼児と保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言などの援助を行う事業。	子育て学習・支援センター(働く婦人の家)
18	妊婦健康診査 (地域支援事業)	妊婦に対する健康診査(健康状態の把握、検査計測、保健指導)。	(健康課)
19	乳児家庭全戸訪問事業 (地域支援事業)	生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や養育環境の把握を行う事業。	保健師が全戸対象に訪問。(健康課)

	用語	解説	南あわじ市
20	養育支援訪問事業 (地域支援事業)	養育支援が特に必要な家庭に訪問し、適切な養育実施を確保する事業。	家庭児童相談員等が適宜対応。
21	子育て短期支援事業 (地域支援事業)	保護者の疾病等の理由により一時的に家庭で養育を受けられない児童を、児童養護施設等に入所させて必要な保護を行う事業。 ・短期入所生活援助事業(ショートステイ事業) ・夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)	ショートステイ受入れ施設：淡路学園、明石乳児院
22	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業) (地域支援事業)	乳幼児や小学生等を子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と援助をする側の方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。	乳幼児を預かる地域ボランティア「ファミリーサポートくらぶ」7クラブ。
23	一時預かり事業 (地域支援事業)	家庭での保育を一時的に受けられない乳幼児を、昼間、認定こども園、幼稚園、保育所などで一時的に預かる事業。	公立2(志知保育所、ちどり保育所)
24	延長保育事業 (地域支援事業)	通常の利用日及び利用時間以外に、認定こども園、幼稚園、保育所において保育を実施する事業。	公立1(市保育所) 私立2(松帆南保育園、松帆北保育園)
25	病児・病後児保育事業 (地域支援事業)	病児を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師らが一時的に保育する事業。	
26	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) 【改正】 (地域支援事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業。 平成27年度～6年生まで対象	1～3年生を対象に10小学校区で実施(広田、倭文、榎列、八木、市、神代、賀集、北阿万、阿万、松帆)。未実施校区で放課後子ども教室実施。
27	実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】 (地域支援事業)	保護者の世帯所得の状況等により、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具などの購入費用等を助成する事業。	
28	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】 (地域支援事業)	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や設置・運営を促進するための事業	